

◎新潟県告示第799号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から平成26年7月31日までに現在交付している種畜証明書の有効期間を迎えるものについて、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報があった。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦